

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例施行規則(昭和31年川崎市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則

第2条を削る。

第13条を第14条とする。

第12条中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条(見出しを含む)中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条を第8条とする。

第6条(見出しを含む)中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条を第7条とする。

第5条(見出しを含む)中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出し中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条中「入学選考料等減免許可書(第2号様式)」を「授業料等免除許可書(第2号様式(1))又は授業料等減額許可書(第2号様式(2))」に、「申請人」を「当該申請をした者」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条第1項中「第7条」を「第8条」に、「入学選考料等」を「授業料等」に、「入学選考料

等減免申請書（第1号様式）」を「授業料等免除申請書（第1号様式（1））」
又は授業料等減額申請書（第1号様式（2））」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、授業料の減免を受けようとする者は、高等学校等就学
支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項各号の
いずれかに該当する者でなければならない。

第3条を第4条とする。

第1条中「川崎市立高等学校」の次に「の授業料等」を加え、「入学選考料
等」を「入学選考料」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（授業料の徴収）

第2条 授業料は、4月から9月までの月分の授業料を9月30日までに、1
0月から翌年3月までの月分の授業料を同年1月31日までに、それぞれ徴
収する。

（転入学等の場合の授業料）

第3条 前条の規定にかかわらず、学年の中途において入学、退学又は転学す
る者については、その初日において在学していない月分の授業料を徴収しな
い。

2 前条の規定にかかわらず、校長の許可を受けて休学又は留学する者につい
ては、その初日において休学又は留学している月分の授業料を徴収しない。

第1号様式（1）中「入学選考料等免除申請書」を「授業料等免除申請書」
に、

「

住 所

氏 名 印

」

を

「

住 所.....

氏 名.....印

連絡先.....

」

に、

「

生徒 を 児童 生徒 に改める。

」

第1号様式(2)中「入学選考料等減額申請書」を「授業料等減額申請書」

に、

「

住 所.....

氏 名.....印

」

を

「

住 所.....

氏 名.....印

連絡先.....

」

に、

「

生徒 を 児童 生徒 に改める。

」
第2号様式(1)中「入学選考料等免除許可書」を「授業料等免除許可書」
に、

「
生徒 を 児童 に改める。
生徒
」

第2号様式(2)中「入学選考料等減額許可書」を「授業料等減額許可書」
に、

「
生徒 を 児童 に改める。
生徒
」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前から引き続き高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項に規定する高等学校等をいう。)に在学する者に係る同日以後の授業料の徴収については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
。

制 定 理 由

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例の一部改正に伴い、授業料の徴収についての規定を整備するため、この規則を制定するものである。

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立高等学校の<u>授業料等</u>及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則 昭和31年6月15日教委規則第4号</p>	<p>○川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料<u>等</u>の徴収に関する条例施行規則 昭和31年6月15日教委規則第4号</p>
<p>(目的) 第1条 川崎市立高等学校の<u>授業料等</u>及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例（昭和23年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）の施行については、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(目的) 第1条 川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料<u>等</u>の徴収に関する条例（昭和23年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）の施行については、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(授業料の徴収)</u> <u>第2条 条例第1条の2に規定する規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 高等学校を卒業したことがある者</u> <u>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する修業年限を超過して在籍している者</u> <u>2 前項第2号の修業年限には、次に掲げる在学期間は、算入しない。</u> <u>(1) 原級に留め置かれた場合（休学、留学、療養その他のやむを得ない理由による場合に限る。）における当該留め置かれた在学期間</u> <u>(2) 修業年限の中途において退学した場合における当該退学前の在学期間</u></p>
<p><u>(授業料の徴収)</u> <u>第2条 授業料は、4月から9月までの月分の授業料を9月30日までに、10月から翌年3月までの月分の授業料を同年1月31日までに、それぞれ徴収する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(転入学等の場合の授業料)</u> <u>第3条 前条の規定にかかわらず、学年の中途において入学、退学又は転学する者については、その初日において在学していない月分の授業料を</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>徴収しない。</u></p> <p><u>2 前条の規定にかかわらず、校長の許可を受けて休学又は留学する者については、その初日において休学又は留学している月分の授業料を徴収しない。</u></p> <p>(<u>授業料</u>等減免の申請)</p> <p>第4条 第8条の規定により入学選考料、入学料又は授業料（以下「<u>授業料</u>等」という。）の減免を受けようとする者は、<u>授業料等免除申請書（第1号様式（1））又は授業料等減額申請書（第1号様式（2））</u>に、申請の理由を証明する書類を添付し、校長を経て、教育委員会に提出しなければならない。<u>この場合において、授業料の減免を受けようとする者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p> <p>2 校長は、前項の申請書を受理したときは、これに意見を付し、速やかに教育委員会に送付しなければならない。</p> <p>(<u>授業料</u>等減免の許可)</p> <p>第5条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、その許可を決定し、許可の場合は、<u>授業料等免除許可書（第2号様式（1））又は授業料等減額許可書（第2号様式（2））</u>を、校長を経て、<u>当該申請をした者</u>に交付する。</p> <p>(<u>授業料</u>等減免の許可事由消滅の場合の手続)</p> <p>第6条 <u>授業料</u>等の減免の許可を受けた者は、その許可を受けた事由が消滅したときは、直ちにその旨を、校長を経て、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(<u>授業料</u>等減免の許可の取消し)</p> <p>第7条 不当に<u>授業料</u>等の減免の許可を受けた者に対しては、これを取消し、減免した<u>授業料</u>等を追徴することがある。</p> <p>(<u>授業料</u>等の減免)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者については、<u>授業料</u>等を免除することができる。</p>	<p>(<u>入学選考料</u>等減免の申請)</p> <p>第3条 第7条の規定により入学選考料、入学料又は授業料（以下「<u>入学選考料</u>等」という。）の減免を受けようとする者は、<u>入学選考料等減免申請書（第1号様式）</u>に、申請の理由を証明する書類を添付し、校長を経て、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の申請書を受理したときは、これに意見を付し、速やかに教育委員会に送付しなければならない。</p> <p>(<u>入学選考料</u>等減免の許可)</p> <p>第4条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、その許可を決定し、許可の場合は、<u>入学選考料等減免許可書（第2号様式）</u>を、校長を経て、<u>申請人</u>に交付する。</p> <p>(<u>入学選考料</u>等減免の許可事由消滅の場合の手続)</p> <p>第5条 <u>入学選考料</u>等の減免の許可を受けた者は、その許可を受けた事由が消滅したときは、直ちにその旨を、校長を経て、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(<u>入学選考料</u>等減免の許可の取消し)</p> <p>第6条 不当に<u>入学選考料</u>等の減免の許可を受けた者に対しては、これを取消し、減免した<u>入学選考料</u>等を追徴することがある。</p> <p>(<u>入学選考料</u>等の減免)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者については、<u>入学選考料</u>等を免除することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者</p> <p>(2) 保護者が、災害、傷病、失業等により生活に困窮していると認められる者</p> <p>(3) その他教育委員会が免除の必要があると認める者</p> <p>2 前項各号に掲げる者以外の者で、次の各号のいずれかに該当する者については、授業料の額の2分の1に相当する額を減ずることができる。</p> <p>(1) 学資の負担に堪えないと認められる者</p> <p>(2) その他教育委員会が減額の必要があると認める者 (授業料減免の期間)</p>	<p>(1) 保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者</p> <p>(2) 保護者が、災害、傷病、失業等により生活に困窮していると認められる者</p> <p>(3) その他教育委員会が免除の必要があると認める者</p> <p>2 前項各号に掲げる者以外の者で、次の各号のいずれかに該当する者については、授業料の額の2分の1に相当する額を減ずることができる。</p> <p>(1) 学資の負担に堪えないと認められる者</p> <p>(2) その他教育委員会が減額の必要があると認める者 (授業料減免の期間)</p>
<p>第9条 授業料の減免の期間は、6月以内とする。この期間を超えて減免を受けようとする者又は次年度も引き続いて減免を受けようとする者は、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。 (授業料滞納者に対する措置)</p>	<p>第8条 授業料の減免の期間は、6月以内とする。この期間を超えて減免を受けようとする者又は次年度も引き続いて減免を受けようとする者は、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。 (授業料滞納者に対する措置)</p>
<p>第10条 校長は、授業料を滞納した者に対し、出席を停止し、又は退学を命ずることができる。 (入学選考料、入学料及び聴講料の徴収)</p>	<p>第9条 校長は、授業料を滞納した者に対し、出席を停止し、又は退学を命ずることができる。 (入学選考料、入学料及び聴講料の徴収)</p>
<p>第11条 入学選考料は、入学願書提出までに、入学料は、入学を許可した日から7日以内に徴収する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）第1学年入学者選抜の場合において同一の高等学校内又は高等学校相互間において志願変更をするときは、入学選考料を徴収しない。ただし、高等学校の定時制の課程から全日制の課程に志願変更をする場合は、全日制の課程に係る入学選考料の額と定時制の課程に係る入学選考料の額との差額を志願変更までに徴収する。</p> <p>3 聴講料は、聴講を許可した日から7日以内に徴収する。</p>	<p>第10条 入学選考料は、入学願書提出までに、入学料は、入学を許可した日から7日以内に徴収する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）第1学年入学者選抜の場合において同一の高等学校内又は高等学校相互間において志願変更をするときは、入学選考料を徴収しない。ただし、高等学校の定時制の課程から全日制の課程に志願変更をする場合は、全日制の課程に係る入学選考料の額と定時制の課程に係る入学選考料の額との差額を志願変更までに徴収する。</p> <p>3 聴講料は、聴講を許可した日から7日以内に徴収する。</p>
<p>第12条 入学選考料及び入学料は、高等学校相互間の転学の場合には、徴収しない。 (徴収及び収納の手続)</p>	<p>第11条 入学選考料及び入学料は、高等学校相互間の転学の場合には、徴収しない。 (徴収及び収納の手続)</p>

改正後	改正前
<p>第13条 授業料等及び聴講料の徴収及び収納の手続は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の定めるところによる。 （教育長への委任）</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>第12条 入学選考料等及び聴講料の徴収及び収納の手続は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の定めるところによる。 （教育長への委任）</p> <p>第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。</p>

第1号様式(1)

授業料 等免除申請書		年 月 日
(あて先)川崎市教育委員会		
保護者	住所	印
	氏名	氏名
	連絡先	
<input type="checkbox"/> 入学選考料 <input type="checkbox"/> 入 学 料 の免除を次のとおり申請します。 <input type="checkbox"/> 授 業 料		
児童 生徒	氏 名	
	学 校 名 等	
理 由		
〔 詳しく記入してください。 〕		
授 業 料 の 免 除 期 間		
年 月 日 ～ 年 月 日 月間		
添 付 書 類		

- 注 1 授業料について、1回の申請で免除を受けることができる期間は6箇月以内です。
 2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第1号様式(1)

入学選考料 等免除申請書		年 月 日
(あて先)川崎市教育委員会		
保護者	住所	印
	氏名	氏名
連絡先		
<input type="checkbox"/> 入学選考料 <input type="checkbox"/> 入 学 料 の免除を次のとおり申請します。 <input type="checkbox"/> 授 業 料		
生徒	氏 名	
	学 校 名 等	
理 由		
〔 詳しく記入してください。 〕		
授 業 料 の 免 除 期 間		
年 月 日 ～ 年 月 日 月間		
添 付 書 類		

- 注 1 授業料について、1回の申請で免除を受けることができる期間は6箇月以内です。
 2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第1号様式(2)

授業料 等減額申請書		年 月 日
(あて先)川崎市教育委員会		
保護者	住所印
	氏名印
	連絡先
<input type="checkbox"/> 入学選考料 <input type="checkbox"/> 入 学 料 の減額を次のとおり申請します。 <input type="checkbox"/> 授 業 料		
児童 生徒	氏 名
	学 校 名 等
理 由		
〔 詳しく記入して ください。 〕	
授業料の減額期間		年 月 日 ~ 年 月 日 月間
添 付 書 類		

注 1 授業料について、1回の申請で減額を受けることができる期間は6箇月以内です。

2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第1号様式(2)

入学選考料 等減額申請書		年 月 日
(あて先)川崎市教育委員会		
保護者	住所印
	氏名印
<input type="checkbox"/> 入学選考料 <input type="checkbox"/> 入 学 料 の減額を次のとおり申請します。 <input type="checkbox"/> 授 業 料		
生徒	氏 名
	学 校 名 等
理 由		
〔 詳しく記入して ください。 〕	
授業料の減額期間		年 月 日 ~ 年 月 日 月間
添 付 書 類		

注 1 授業料について、1回の申請で減額を受けることができる期間は6箇月以内です。

2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第2号様式(1)

授業料 等免除許可書	
様	第 号 年 月 日 川崎市教育委員会 印
<input type="checkbox"/> 入学選考料 <input type="checkbox"/> 入 学 料 の免除について、次のとおり <input type="checkbox"/> 授 業 料	
年 月 日付で申請のあった 許可します。	
児童 生徒	氏 名
	学 校 名 等
免 除 内 容	
授業料の免除期間 年 月 日 ~ 年 月 日 月間	

第2号様式(1)

入学選考料 等免除許可書	
様	第 号 年 月 日 川崎市教育委員会 印
<input type="checkbox"/> 入学選考料 <input type="checkbox"/> 入 学 料 の免除について、次のとおり <input type="checkbox"/> 授 業 料	
年 月 日付で申請のあった 許可します。	
生徒	氏 名
	学 校 名 等
免 除 内 容	
授業料の免除期間 年 月 日 ~ 年 月 日 月間	

第2号様式(2)

授業料等減額許可書

第 号
年 月 日

様

川崎市教育委員会 印

入学選考料
年 月 日付けで申請のあった 入 学 料 の減額について、次のとおり
授 業 料

許可します。

<u>児童</u> 生徒	氏 名	
	学校名等	
減 額 内 容		
授業料の減額期間		年 月 日 ~ 年 月 日 月間

第2号様式(2)

入学選考料等減額許可書

第 号
年 月 日

様

川崎市教育委員会 印

入学選考料
年 月 日付けで申請のあった 入 学 料 の減額について、次のとおり
授 業 料

許可します。

生徒	氏 名	
	学校名等	
減 額 内 容		
授業料の減額期間		年 月 日 ~ 年 月 日 月間

○規則改正の内容・日程等

< 条例・規則改正の日程 >

高校	H26. 第1回議会	教育委員会
	2/13 提出予定議案の説明	
2/14 共通選抜試験		
	2/19 総務委員会（先行議案の審査）	
	2/21 本会議（先行議案討論・採決）	
	2/26 条例公布	2/26 規則決裁（臨時代理）・公布
2/27 共通選抜合格発表 ※授業料徴収の有無や徴収方法等を保護者・生徒に通知し、就学支援金の申請書等を配布済み。		
3/4, 5 入学手続き（入学料徴収）		
		3/17 臨時会（規則改正の報告）
3月中旬 オリエンテーション 授業料の徴収方法等について詳しく説明		

< 改正の内容 >

- 授業料について、条例において原則徴収とすることから、「高等学校を卒業したことがある者」、「修業年限を超過して在籍している者」から徴収するとしていた規定を削除する（**旧第2条**）。
- 就学支援金の申請・認定・受領のスケジュール（別紙）に合わせ、授業料の徴収を別紙のとおりとする予定のため、4月から9月までに係る授業料は9月30日まで、10月から翌3月までに係る授業料は1月31日までに徴収するものとする（**新第2条**）。
- 就学支援金の支給要件が「その月の初日に在学していること」であるため、授業料についても、その月の初日に在学している場合のみ徴収することとする（**新第3条**）。
- 就学支援金の支給対象者は、授業料の減免申請の対象外とする（**新第4条**）。